



## 2019年度（第11期）事業計画書

### 特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

#### 1 事業の方針

##### （1）活動の方針

- ① 地域密着型（リゾーム型）の活動として、神戸市長田区南部において、地域の高齢者等の支援事業者や専門職と連携し、多様化する福祉ニーズに対応する活動を行う。
- ② 要支援高齢者（見守り契約・任意後見契約の対象者）、認知症高齢者及び障がい者（知的障がい者及び精神障がい者等）及び家族会等のニーズに対応する活動を行う。
- ③ 要支援者のニーズに適応する身上監護を重視した法人後見人としての支援体制（身上監護は支援部、財産管理は事務局）を推進するために活動人材の養成及び育成を行う。
- ④ 行政書士や社会保険労務士等の専門職と連携し、多様な支援課題に対応する支援を行う。

##### （2）自治体との連携

- ・明石市内、加古川市内に従たる事務所を設け、自治体及び社会福祉協議会等と協力して、成年後見制度の普及啓発及び法人後見の推進に関する活動を行う。
- ・神戸市成年後見支援センター及び明石市成年後見支援センターに市民後見人の後見活動の在り方等について働きかける。

##### （3）成年後見活動等を行うNPO法人や介護サービス事業者等との連携

- ・成年後見活動等を行うNPO法人等と連携し、成年後見制度の普及及び活用に資する活動を展開する。
- ・地域の介護保険事業者や医療関係者事業者等と連携し、要支援者の課題に対応した支援を行う。

#### 2 事業の実施

##### （1）成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業

##### （2）生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業

　市民後見ひょうご支援募金設置（被支援者等への支援基金）

##### （3）福祉サービス利用援助事業

##### （4）任意後見契約に関する事業

##### （5）法定後見受任に関する事業

##### （6）認知症高齢者及び障がい者にかかる生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究の事業

### 3 組織の体制

#### (1) 事務局及び支援部

- ・法人運営、被支援者の財産管理を担う事務局と被支援者の身上監護を担う支援部を設けて事業を行う。
- ・事務局の組織体制として、事務局長、事務局次長及び事務局員の体制とし、法人の事務処理、要支援者の財産管理、要支援者に関する家庭裁判所や金融機関等の関係機関との調整を担う。
- ・支援部の組織体制として、支援部長、支援計画（マネジメント）担当、正・副支援員（市民後見人）の三層構造とする。支援計画（マネジメント）担当は、要支援者等からの相談、支援課題の情報収集と整理（アセスメント）、支援計画（プランニング）の策定、支援実施状況の確認と点検（モニタリング）、被支援者の状況変化の課題に対応したアセスメント及びプランニング等を担う。

#### (2) 地域組織（支部）

- ・当法人の従たる事務所を設け活動を行う地域として、明石支部（明石市地域）と加古川支部（加古川市・高砂市・播磨町・稻美町の地域）を設け、その他の地域においても、組織化を検討する。

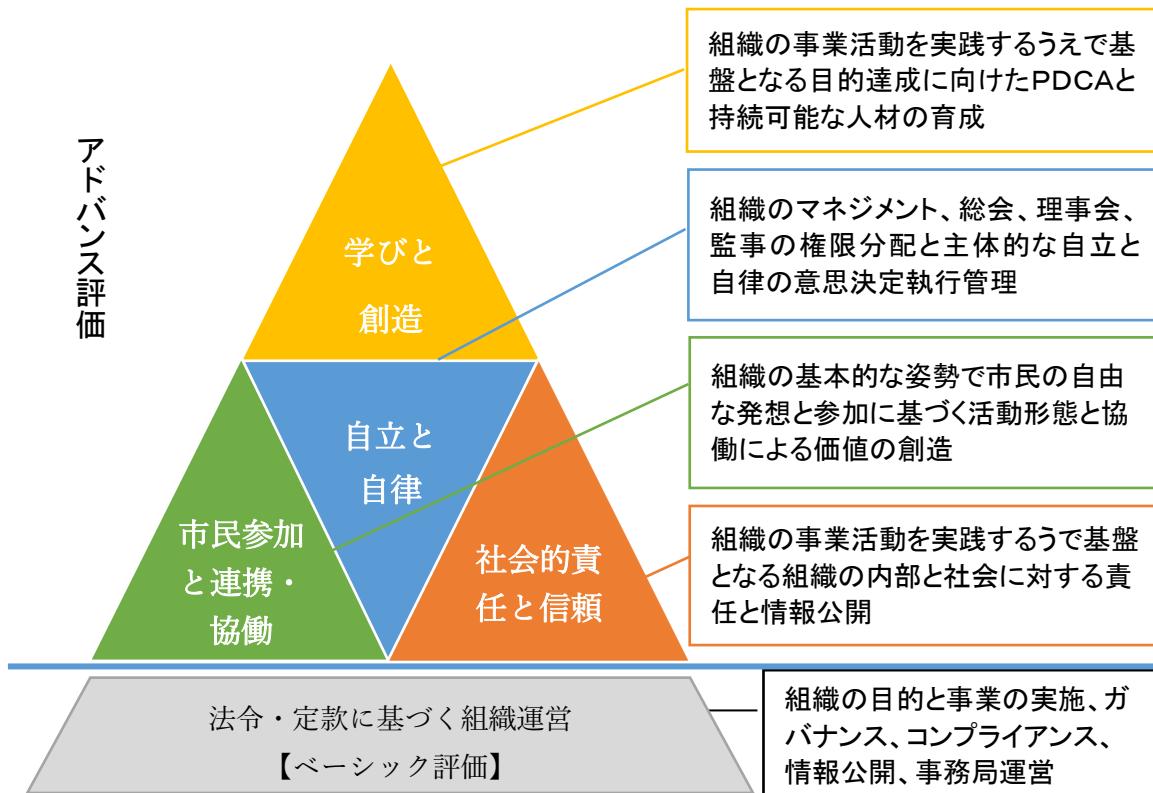
### 4 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
(1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	①出前説明会（神戸市、明石市、加古川市等）の実施 ②自治体・社会福祉協議会等との連携	3～4人/回	一般市民 20人/回	50
(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	①個別相談の実施 ②成年後見活動を行うNPO法人や介護サービス事業者等との連携	2～5人	一般市民	100
市民後見ひょうご募金（支援基金）	支援基金I（預金性基金運用） 支援基金II（鈴蘭台研修所運用） 研修所維持経費引当	2～3人	被支援者 2～3人	(250)
(3) 福祉サービス利用援助事業	①見守契約等に基づく支援・援助等の活動 ②見守契約の個別事項として買い物同行支援や医療機関等への通院介助支援等	2～5人	要支援者 5人	200
(4) 任意後見契約に関する事業	①任意後見人候補者としての支援活動	2～5人	要支援者 3人	100
(5) 法定後見受任に関する事業	①成年後見人等としての活動	10～15人	要支援者 15人	900
(6) 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	①認知症高齢者の介護サービス事業者等の支援事業者との連携の在り方に関する調査研究事業 ②知的障害者の高齢の保護者に関する調査	1～3人	介護支援専門員等の2～3団体 知的障がい者の家族等	50

## (2) 第三者評価更新による組織強化

2016年に当会はJCNEより法令・定款に基づく組織運営として基準を満たしている【ベーシック評価】を受けたことを第9期の定期総会で報告している。当NPO法人組織と次のステップとして下記に示すアドバンス評価の認証にチャレンジする。



- 1) NPOの目指してほしい姿として、4つの領域を設定しています。
- 2) 4つの領域を12の項目で評価をします。
- 3) 12の項目ごとに評価基準を設けています。

領域	項目（評価基準数）
I. 学びと創造	1 受益者本位の視点によるニーズの把握と改善 (2) 2 課題の共有と改善・創意工夫、及び人材の育成 (3) 3 社会への情報発信と啓発活動 (2)
II. 市民参加と連携・協働	4 市民参加 (1) 5 連携・協働 (3) 6 寄付 (2)
III. 社会的責任と信頼	7 人権尊重と環境への配慮 (2) 8 コンプライアンス (2)
IV. 自立と自律	9 事業運営 (3) 10 リスクの管理 (1) 11 ガバナンス (4) 12 財務と会計 (2)
4領域	12項目 27